

衆議院解散の件

閣下第 四 号

案 起
昭和二十八年三月十日

閣下	昭和二十八年三月十日	施行	昭和二十八年三月十日
上奏	昭和二十八年三月十日	公布	昭和二十八年三月十日

内閣総理大臣 東

内閣官房長官 申
内閣官房副長官 申

内閣事務官



緒方内務大臣

方

堀野内務大臣

堀

石井内務大臣

石

木村内務大臣

木

天養内務大臣

天

山内内務大臣

山

高橋内務大臣

高

林内務大臣

林

岡崎内務大臣

岡

田内務大臣

田

戸内務大臣

戸

本内務大臣

本

向井内務大臣

向

小笠内務大臣

小

大内務大臣

大

水田内務大臣

水

右閣議に供する。

詔書案

日本国憲法第七條により、衆議院を解散する。

御名 御璽

昭和二十八年三月十四日

内閣総理大臣

案一

別紙詔書が發せられましたから、お伝えいたします。

昭和二十八年三月十四日

内閣総理大臣

衆議院議長 あり

案二

別紙詔書が發せられた旨衆議院議長へお伝えいたしました。

方お知らせいたします。

昭和三年三月五日

内閣総理大臣

参議院議長あて

○日本国憲法

第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行う。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。

(以下略)

第六十九條 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

○第十四回国会解散の際の例

衆議院解散の件
右開議に供する。

詔書案

日本国憲法第七条により、衆議院を解散する。

御名御璽

昭和二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

案(一)

別紙詔書が発せられましたから、お伝えいたします。

昭和二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 あて

案(一)

別紙詔書が発せられた旨衆議院議長へお伝えいたしました。
右お知らせいたします。

昭和二十七年八月二十八日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 あて

○日本国憲法

○第四回国会解散の際の例

衆議院解散の件

右閣議に供する。

詔書案

衆議院において、内閣不信任の決議案を可決した。よつて内閣の助言と承認により、日本国憲法第六十九条及び第七条により、衆議院を解散する。

御名 御璽

昭和二十三年十二月二十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

○ (注) 不信任案決議書添附

○

総理府